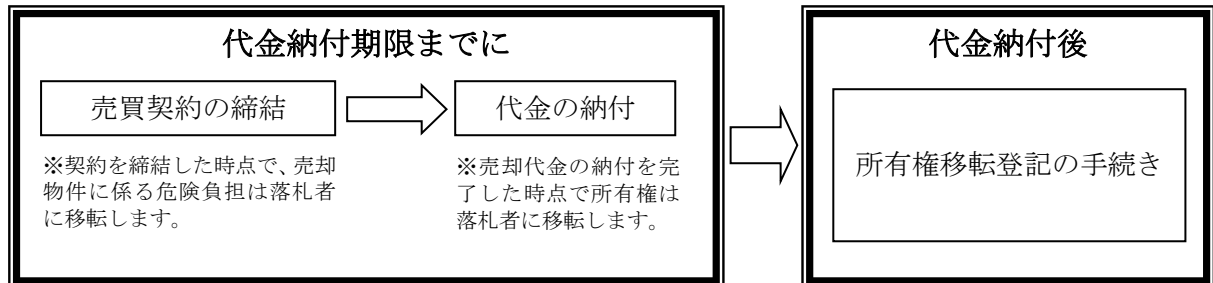


日田市インターネット公有財産売却落札後の注意事項

■権利移転手続き

入札終了後に行政機関が落札者へメールにて「落札物件の物件番号」、「行政機関の連絡先」などをお知らせします。メールを確認後、ご不明な点はできるだけ早く日田市総務企画部契約検査室用度係へ連絡し、所有権移転登記の手続きについて説明を受けてください。



■必要な費用

1. 契約締結期限までに

契約保証金	<ul style="list-style-type: none">・契約保証金は予定価格の100分の10以上の納付が必要です。・すでに納付済みの入札保証金は契約保証金として充当します。その場合「契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書」に必要事項を記載し、日田市総務企画部契約検査室用度係まで提出してください。
-------	---

注意：日田市総務企画部契約検査室用度係へ必要な書類を送る場合、郵送料は落札者の負担となります。

2. 代金納付期限までに

売却代金の金額	<ul style="list-style-type: none">・売却代金は、売却の決定金額から契約保証金に充当した入札保証金を差し引いた金額になります。
売却代金の納付期限	<ul style="list-style-type: none">・落札者は、売却代金の代金納付期限までに日田市が納付を確認できるよう売却代金を一括で納付してください。代金納付期限までに納付が確認できない場合は、事前に納付された契約保証金は没収し返還しません。
売却代金の納付方法	<ul style="list-style-type: none">・売却代金の納付は、日田市が用意する納付書もしくは日田市が指定する銀行振込で行ってください。また、日田市が売却代金の納付を確認するため、売却代金納付後に領収証の写しを持参、郵送又はFAXしてください。・クレジットカードによる売却代金の納付はできません。

注意：銀行口座への振込手数料は、落札者の負担となります。

■権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期	・売却代金の納付を完了した時点で所有権は落札者に移転します。
---------	--------------------------------

■重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	・契約締結から売却物件引渡しまでの間に、当該物件が日田市の責に帰すことのできない事由により滅失または、き損した場合には損害の負担は落札者が負うこととなり、日田市に対して売却代金の減免等を請求することはできません。
引渡し条件	・売却物件は、現状有姿にて引渡します。 ・日田市が指定する場所において直接引渡しますので、引渡し指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応をお願いします。 ・引渡し終了後「公有財産受領書」を日田市に提出してください。 ・引渡し及び自動車の登録などに伴う費用等は、すべて落札者の負担となります。
入札保証金の取り扱い	・落札者は、日田市ホームページの当該ページ「インターネット公有財産売却物件・売却日程」に記載された契約締結期限までに、日田市と売却物件の「売買契約」を締結しない場合は、参加申込み時に納付した入札保証金は没収となります。
契約保証金の取り扱い	・売買契約締結時において、入札保証金を契約保証金に充当（契約保証金の納付に代える）します。 ・契約保証金は、日田市ホームページの当該ページ「インターネット公有財産売却物件・売却日程」などに記載された代金納付期限までに日田市が売却代金の納付を確認できない場合、没収になります。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ	
お問い合わせ先	日田市総務企画部契約検査室用度係
メールアドレス	keiyaku@city.hita.lg.jp
電話番号	0973-22-8628
電話受付時間	開庁日の8時30分から17時00分まで